

オンラインセミナー：クリーンウッド法は世界の動きをどう取り入れるか？
違法伐採から森林減少防止へ ～施行5年後見直しを機に考える～（2022.3.24）

新EU規制 森林減少・劣化に由来しない 木材製品および農作物のデューディリジェンス

Deep Green コンサルティング

靱井 まり

自己紹介

粂井 まり（もみい・まり）

Deep Green
Consulting

- ◆ Deep Green コンサルティング代表
- ◆ 持続可能なサプライチェーン管理・デューデリジェンス
 - ◆ 英国王立国際問題研究所（Chatham House）森林問題コンサルタント
 - ◆ 国際林業研究センター（CIFOR）コンサルタント
 - ◆ 米NGO Forest Trends シニア政策アドバイザー
 - ◆ フェアウッド・パートナーズ顧問
- ◆ 英ケント大学 修士号・博士号（環境法学と自然保護）
- ◆ 跡見学園女子大学兼任講師、環境経営学会理事
- ◆ 執筆・共著など
 - ◆ Momii, M. and Saunders, J. (2020) *The Japanese Clean Wood Act: Effectively Cleaning Up?* Forest Trends.
 - ◆ 粂井まり（2020年）「世界の森林資源と日本クリーンウッド法：日本の木材業界はデューデリジェンスという概念を導入できるか？」林業経済 73:3, pp. 17-24
 - ◆ 粂井まり（2014年）『違法木材の取引：日本における取組』（2014年）王立国際問題研究所（チャタムハウス）報告書（日・英）
 - ◆ Mari Momii (2014) *Trade in Illegal Timber: The Response in the United States*, Royal Institute for International Affairs.
 - ◆ 宮崎正浩・粂井まり『生物多様性とCSR: 企業・市民・政府の協働を考える』（信山社、2010年）

森林破壊に由来しない製品に関するEU規制

- ◆ 2021年11月17日（COP26終了時）ECが法案発表
- ◆ パブリックコメント120万件
- ◆ 同時にEUTR（EU木材規制法）の Fitness Check（評価）結果も発表
- ◆ EUTRは新規制に置き換えられることに決定
- ◆ 対象範囲
 - ◆ 畜産牛、カカオ、コーヒー、パーム油、大豆、木材とその製品
 - ◆ バイオ燃料も対象（＋再生可能エネルギー指令）
 - ◆ オペレーター（≡第一種）＋ 大規模トレーダー（≡第二種）
 - ◆ 輸出も規制対象（例：ルーマニアやウクライナ）
- ◆ COP26では森林破壊阻止がひとつの焦点
 - ◆ 新たな森林破壊阻止宣言（2030年まで）
 - ◆ サプライチェーン中の森林破壊リスクの排除の宣言



EU新規制 特徴



- ◆ “Deforestation-free products”
= 合法性 + 持続可能性
- ◆ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス（DD）の義務
 - ◆ 結果ベース（輸入前に結果を示す）
- ◆ サプライチェーンの「完全な (full)」トレーサビリティ
- ◆ 第三者認証で代替できないDD
- ◆ リスクレベルのEUからの提示





“Deforestation-free”

- ◆ 合法性＋持続可能性
- ◆ 扱う製品が森林破壊に由来していないことを確認するDD義務
- ◆ 森林破壊の定義
 - ◆ “the conversion of forest to agricultural use, whether human induced or not”（人為的に引き起こされたか否かに関わらず森林の農業利用への転換）
- ◆ 2020年12月31日以降に起きた森林破壊が対象

木材の扱い

→ 森林減少「森林劣化」に由来しないことを確認

- 理由

- ◆ 新規制は森林減少の定義を「農業利用」に限定
- ◆ 植林を「森林」の定義に含む

- ◆ 「持続可能な」木材収穫は「森林劣化」からは除外
→ DD実施は？

- ◆ → ①合法 ②森林劣化に寄与しない

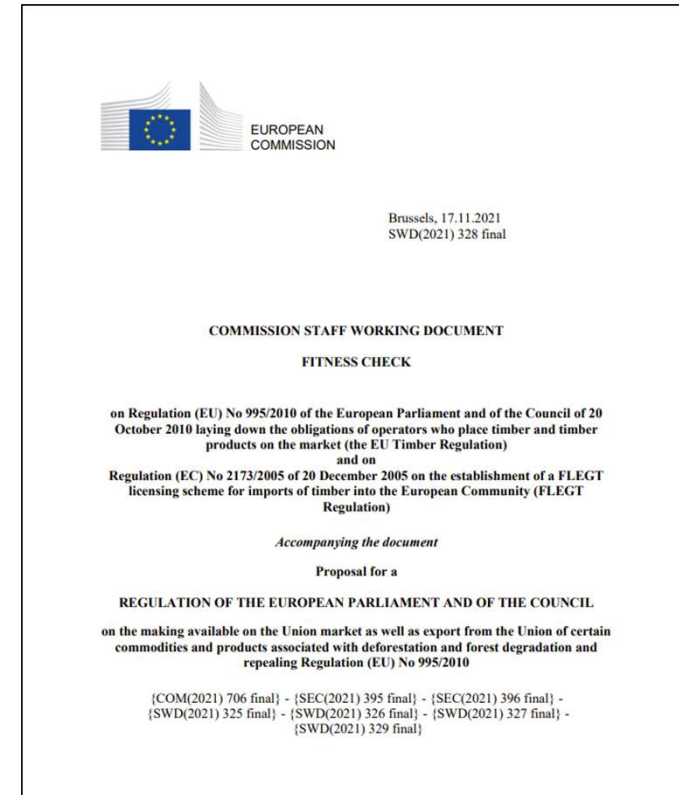
- ◆ → 違法な森林減少に寄与する場合は NG



EUTRの評価

- ◆ 「無視できるレベル」のリスクの判断が難しい
- ◆ → 企業間や加盟国間でDDの実施状況に差
- ◆ VPA（二国間協定）→ 新プログラム
- ◆ 新たなVPA交渉は停止、その他は従来通り、ライセンス材
- ◆ 認証制度の抱える問題についても別途分析 → 認証制度をDD代わりにしない
- ◆ CDPの質問票に回答した企業の71%が認証制度を採用（2019）
- ◆ 一方でリスク認識・評価が不足

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/SWD_2021_328_1_EN_EUTR-FLEGT%20Reg%20fitness%20check.pdf



新規制のDD：リスク評価・緩和

- ◆ 国別ベンチマーク制度による3つのリスクレベル
- ◆ → DDの簡素化も
- ◆ リスクの「完全な評価」
- ◆ 「懸念が残らないことを示す」（←「無視できるレベル」）
- ◆ 書類とデータそのものの評価
- ◆ 情報源、信頼性、有効性などをチェックする義務
- ◆ 事業者は収集した情報を[規定された]リスク評価基準に照らしてどのようにチェックし、リスク緩和措置についての決定がどのようになされたか、また事業者がどのようにリスクの度合いを決定したかを証明できなくてはならない（第10条）



新規制のDD：その他

- ◆ 「完全な」トレーサビリティ
- ◆ 地理座標、緯度と経度、生産や収穫をした日（または期間）
- ◆ 土地の権利に関する合法性について明記



政府による取締は明確化・強化

- ◆ リスク評価に基づくチェック義務
- ◆ 抜き打ちチェック
- ◆ 違反の可能性がある場合（情報・通告など）チェック遂行の義務
- ◆ チェック項目の特定
- ◆ ハイリスク製品が市場に出ることの短期遅延を命じる権限
- ◆ 非準拠やハイリスク貨物への即刻対応
- ◆ 税関や他の加盟国取締局との協力
- ◆ 事業者やコモディティの量に基づく年次チェック（リスクレベルに応じる）
- ◆ 安定同位体などの科学技術を積極利用
- ◆ 必要最低限のリソースや権限を確保する義務

罰則強化

- ◆ 環境破壊と当該コモディティの価値に見合う罰則を設ける義務
- ◆ 違反者が「違反行為から得られる利益を効果的に奪う」罰則
- ◆ 罰金の最高は違反事業者の年間収益の少なくとも4%
- ◆ 没収（製品、利益）
- ◆ 刑事罰則はなし？(議会案ではありだった)
- ◆ “Name and shame”（事業名公開）リストはなし？（同上）

イギリスにおけるコモディティ デューディリジェンス規制



- ◆ パブリックコメント6万件、99%の賛同率
- ◆ 2020年11月法案成立
- ◆ 法案内容
 1. 規模の大きな企業には生産国の法令と合致しないリスクコモディティの購入を禁止
 2. 企業にDDを行ったことの立証と結果報告の義務を課す
 3. 従わない企業には罰金及び民事制裁を課す
 4. 国レベルの基準や認証制度を認識する道筋を提供する
 5. 生産国との会話のためのプラットフォームを設立するただし対象企業の範囲や合法性への限定について批判も

様々なDD規制の発展

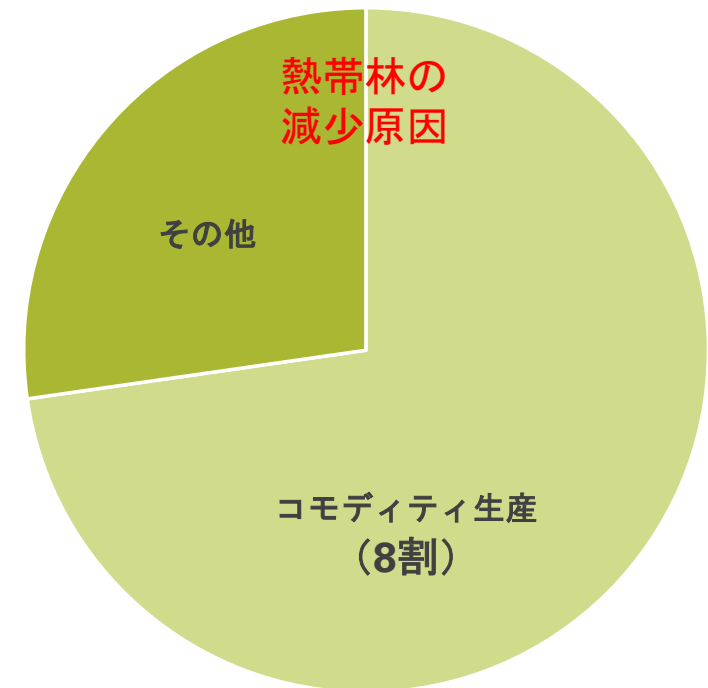
- US 改訂レーシー法
- US ドッド・フランク法
- カリフォルニア サプライチェーン透明法
- US 森林リスクコモディティに関する規制法案
- EU非財務報告指令
- EU紛争鉱物規制
- EU森林減少に由来しない製品の規制
- EUコーポレートガバナンス指令
- 英国現代奴隷法
- 英国環境法案
- フランス企業注意義務法
- オランダ児童労働デューディリジェンス法



DDは今後
さらに重要
キーワード

熱帯林の減少とコモディティ生産

- ◆ コモディティ生産は熱帯林の減少原因の約8割を占める (EC, 2020)
 - ◆ アマゾン：放牧（牛）、大豆栽培
 - ◆ アジア：パーム油、木材、紙パルプ
 - ◆ アフリカ：パーム油（国内消費用穀類など）



森林に関するNY宣言

森林減少
の要因

農産物の生産
と調達

現地住民の
基本的ニ
ーズ

それ以外の
経済セクター

天然林減少1/2 (2020) → ゼロ

森林再生

排出量削減・支払

ガバナンス・先住民の権利

下表出典：「森林に関するニューヨーク宣言」（IGES, 2020年）より抜粋



1. 2020 年までに少なくとも天然林減少率を半分に抑え、2030 年までにゼロにする



6. 2030 年の森林保全と再生に関する野心的な量的目標値を、新たな国際的な持続可能開発目標の一部として、2015 年以降の国際的な開発枠組みに組み込む



2. 農産物生産による森林破壊を 2020 年までに排除するという民間セクターの目標達成を支援する



7. 国際的に合意されたルールに則り、2 度目標に達するべく、2020 年以降の気候に関する世界的な合意の一部として、森林減少と森林劣化による排出量を削減することを 2015 年に合意する



3. 他の経済セクターに由来する森林減少を 2020 年までに大幅に抑える



8. 森林からの排出を削減するための戦略策定と実施に対する支援を提供する



4. 貧困を緩和し、持続的で公平な開発を促進する方法で、基本的ニーズ（自給農業やエネルギー源としての燃料材など）による森林減少の代替策を支援する



9. 検証された排出削減量に対する支払いをスケールアップするような公的政策や、民間セクターの商品作物調達に関する対策などを実際に行ったことで、森林からの排出を減少させた国や地方政府に報酬を与える



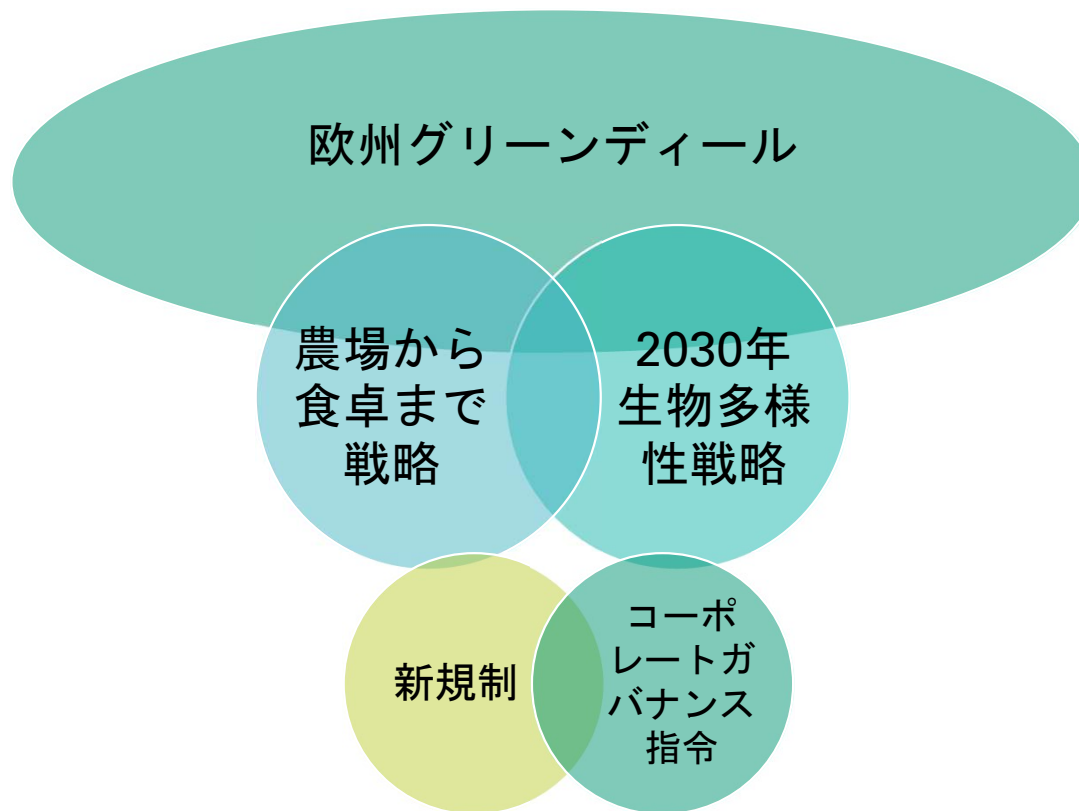
5. 1.5 億 ha の荒廃したランドスケープと森林を 2020 年までに再生し、全世界の森林再生率を大幅に増加させ、さらに 2030 年までに少なくとも 2 億 ha を再生させる



10. 森林ガバナンス・透明性・法制度 を強化し、同時に地域コミュニティのエンパワメントを実施し、先住民族の権利、特に土地と資源に関する権利を認める

	各外部評価の指標
NY宣言	コミットメント、関連方針の実施状況、金融セクターなど他のステークホルダーの支援、森林減少への全般的な影響
CDP フォレスト	透明性（情報を開示するか否か）、ガバナンス（経営層による監督・方針）、戦略（リスクと機会の特定・管理）、リスク評価、測定と目標（認証制度の利用など）、バリューチェーンとの協働
サプライ・チェーン	森林減少リスクの可能性（企業規模、コモディティの価値など）、外部森林減少リスク（NGO評価など）、企業の姿勢（コミットメントの有無、メンバー）、企業の行動（外部組織とのパートナーシップ、森林再生、衛星モニタリングなど）
Forest 500	全体のアプローチ、コミットメントの内容、コミットメントの範囲、社会的配慮（人権など）、実施と報告

新規制はより総合的な政策の一部



Thank you

